

サポーター通信



9月は
活動推奨月間

誰でも気軽にできる!啓発活動を実施してみましょう!
《みんなで防ごう!消費者トラブル》

啓発活動と言っても何をすればいいのかわからない…
→周囲の人への声掛けも立派な啓発活動です!

敬老会、自治会、体操や趣味の会といった場で行う身近な方への声掛けでも誰かが救われるきっかけとなります。まずは実践してみましょう!

<啓発活動例>

- ・市が主催する消費生活展に参加し、市の職員の方とともに「消費者ホットライン188」周知のための啓発品を配布。
- ・研修で学んだことや行政機関が発信している啓発情報を周囲に伝達。



実践!

【クーリング・オフ】お知らせチラシを活用した啓発に取り組みましょう!

悪質な訪問販売や電話勧誘販売が後を絶ちません。

ご家族や知人はもちろんのこと、敬老会・自治会・体操や趣味の会など様々な場で身近な方へお渡しして、万一の消費者トラブルに対応できる術をお知らせしましょう!

【クーリング・オフ】お知らせチラシ2枚同封
1枚は、ご自身を守る為にもう1枚は、
お知り合いへ。
また、【高齢者を守るお助けかわらばん】
その1・その2(裏面クーリング・オフ)各1部同封
地域での啓発活動にご活用ください。



お待ちしております!

上記クーリング・オフの啓発活動のみならず、取り組んだ啓発活動の内容、感想や様子をお寄せください。「サポーターニュース」等でご紹介させていただきます。

メール、FAX、電話、お手紙で受け付けます。
「①郵便番号②ご住所、③電話番号、④お名前」を記入の上、下記へご連絡ください。

発行者: 適格消費者団体 / 特定適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会 理事長 池本誠司

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-11-5 Tel/ Fax 048-829-7444

E-mail: nakusukai.10@saitama-k.com http://saitama-higainakusukai.or.jp/

埼玉消費者被害をなくす会は埼玉県から「高齢者等見守り促進事業」の委託を受けています。

サポーターのみなさんからの声を市町村職員にお伝えしています。

「市町村の消費者行政のみなさんへ」をなくす会で作成しました。サポーターニュースから抜粋した活動の様子を掲載し、それぞれの地域でサポーターとの連携が進み、市町村の活動のヒントになるよう伝えています！

【サポーターのみなさんへお願い】

地域での啓発活動が広がりますよう、お住まいの市町村から啓発活動などの協力のお願いがあった時には、無理のない範囲でご協力をお願いします。

《令和6年度 研修会・交流会の予定》

●消費者被害防止サポーターフォローアップ研修／地域別交流会

小川町会場	11月1日(金)	13時～16時
さいたま市会場	11月11日(月)	
春日部市会場	11月19日(火)	
オンライン (zoom)	12月14日(土)	
熊谷会場	12月初旬開催予定	

*詳細は9月下旬にご案内いたします。

●消費者被害防止サポーター全体交流会

会場 埼玉会館 または さいたま共済会館 (オンラインとのハイブリッド開催)
 時期 令和7年2月または3月頃 *詳細は令和7年1月にご案内いたします。

【ご参考】

●消費者被害防止サポーター基礎講座(旧養成講座)新規登録者向け講座

狭山市市民センター	9月10日(火)	13時30分 ～16時
越谷コミュニティセンター(サンシティホール)	9月18日(水)	
秩父市福祉女性会館	10月22日(火)	
オンライン (zoom)	10月26日(土)	

*サポーター登録にご興味のある方へご紹介をお願いします。
 消費者被害防止サポーター基礎講座の申し込みは、こちらへ⇒



ホームページなどをチェックして消費者情報を集めてみましょう。

【埼玉県消費生活支援センター】
 県内の消費生活相談の受付・商品テスト・消費者教育・情報提供を実施。よくある相談事例の紹介や消費生活に役立つ情報を掲載しています。

【国民生活センター】
 最新の消費者被害情報を見ることができます。

【高齢者を守るお助けかわらばん】
 各市町村の消費生活窓口や公民館など公共施設には「お助けかわらばん」が掲示・配架されています。啓発活動にぜひご活用ください。

